

第4章 全体構想

1. 将来都市構造

本町の地形や都市の成り立ち、地域特性を踏まえ、都市構造を構成する「ゾーン」、「軸」、「拠点」について、以下の通り設定します。

(1) ゾーン

1) 市街地ゾーン

- 夜間瀬川・角間川・横湯川流域の河岸段丘に形成された市街地（用途地域が指定された地域）を「市街地ゾーン」として位置付けます。
- 河岸段丘による地形的制約がある中、住宅、商業施設、行政などの都市機能が集積しており、今後も安全性・快適性・利便性の高い市街地の形成を図ります。

2) 田園ゾーン

- 市街地ゾーンの西側などに広がる農地や農村集落が点在する地域を「田園ゾーン」として位置付けます。
- 本町の基幹産業の一つである果樹などの農業を維持・育成していくため、今後も優良農地を保全していくとともに、農村集落における住環境の維持、農地と農村集落の調和した良好な景観の保全を図ります。

3) 山間ゾーン（国立公園を除く地域）

- 本町の市街地を取り巻く高原、山地等に広がる森林地域（国立公園を除く）を「山間ゾーン」として位置付けます。
- 緑豊かな自然環境の保全を図るとともに、自然環境と触れ合う空間づくり、木材資源の有効活用などにより、市街地を取り巻く自然環境との共生を図ります。
- 北志賀高原については、高原の観光地としてふさわしい景観の保全・創出を図るとともに、通年利用できる観光資源の活用方策を検討し、活性化に取り組めます。

4) 国立公園ゾーン

- 上信越高原国立公園（自然公園）の一部として指定された志賀高原を「国立公園ゾーン」として位置付けます。
- 雄大な自然と豊かな生態系が残る貴重な財産であり、志賀高原ユネスコエコパークの核心地域などを含む本町の重要な地域資源として、関係する他の法令と連携を図りながら、自然環境の保全を優先的に取り組めます。
- リゾート地として魅力的な景観の保全・創出に取り組むとともに、志賀高原のブランドを活かし、森林セラピー基地や高原の観光地として通年利用できる観光資源の活用方策を検討し、活性化に取り組めます。

(2) 軸

1) 主要幹線道路軸

- 本町と広域的な連携を担う国道 292 号、国道 403 号を「主要幹線道路」として位置付けます。
- 長野市、新潟県、群馬県の各方面の都市と広域的に連絡する道路軸として、広域的な交流促進や円滑な交通の確保に必要な改良・整備に取り組みます。

2) 幹線道路軸

- 主要幹線道路を補完しながら、本町と隣接市町村や町内の地域間を連絡する主要地方道豊野南志賀公園線、一般県道奥志賀公園線、一般県道奥志賀公園栄線、一般県道宮村湯田中停車場線、一般県道角間中野線、一般県道夜間瀬赤岩線、一般県道湯田中停車場線、林道下須池の平線、市街地周辺の主な町道を「幹線道路」として位置付けます。
- 周辺市町村との連絡をはじめ、市街地と農村集落や山間部とを連絡する道路軸として、主要幹線道路との連絡により市街地や国立公園内の通過交通を処理するため、安全で円滑な交通の確保に必要な改良・整備に取り組みます。

(3) 拠点

1) 中心地域拠点

- 本町の中心市街地であり、温泉街・商店街が形成された湯田中渋温泉郷を「中心地域拠点」として位置付けます。
- 河岸段丘の地形的特長を活かした温泉街の良好な街並み・景観の形成と国内外から来訪者を迎える環境の整備を目指し、湯田中駅から渋温泉にかけて地域間の連携を持たせた一体的な整備をハード・ソフト両面から進め、観光地として活性化を図ります。

2) スポーツ・レクリエーション拠点

- スキー場やトレッキングコースなどが整備された志賀高原、北志賀高原に加え、本町のスポーツ施設が集積する上林（地獄谷）エリアを「スポーツ・レクリエーション拠点」として位置付けます。
- 志賀高原や北志賀高原の魅力的な自然環境に触れながら、スポーツやレクリエーションを楽しむことができる空間として保全・創出を図ります。

2. 土地利用の方針

下線：図面との関連箇所

- (1) 住宅地地域（第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域が指定された地域）
- 住宅地については、用途地域の指定を維持しながら、住環境の悪化をもたらすおそれのある施設の混在を防止し、良好な住宅地の維持向上を図ります。
 - 道路・公園などの都市基盤の整備・充実や、用途地域の指定に準ずる生活利便施設の立地を誘導することにより、快適で安全・安心に暮らせる住宅地の形成を図ります。
 - 高齢化の進行を踏まえ、バリアフリー化の促進などによる安全で快適な住環境の形成を図ります。
 - 移住定住を促進するため、マイホーム取得等の補助による支援や家賃補助制度の継続、宅地分譲の必要性や規模などの調査を行うとともに、新たな支援策を促進します。
 - 空き家バンク事業の推進や空き家を活用した住宅の改修・購入などの支援により、移住定住しやすい環境整備を促進します。
 - 木造建築物が密集した地区については、防災面での安全性を確保するため、耐震化の促進、防火対策などを推進します。
 - 低・未利用地や空き家については、適正な管理や有効活用を促し、良好な住環境の形成を推進します。
 - 小・中学校については、老朽化した校舎や設備について、計画的な改修・修繕を進めるとともに、少子化の進行を踏まえ、小学校の統合計画を推進します。
 - 「山ノ内町公共施設個別施設計画」に基づき、改修に適さない公営住宅は除却を進めるとともに、除却後の跡地利用を検討します。
 - 人口減少や少子高齢化の進行、自然環境との調和などを踏まえ、本町の地域特性に応じたまちづくりを推進するため、立地適正化計画の策定を検討します。
 - 現在の土地利用状況、地域住民の意向などを踏まえ、必要に応じて、用途地域の見直しを行います。

(2) 沿道活用地域（準住居地域が指定された地域）

- 幹線道路沿道の交通利便性を活かし、本町の発展に寄与する柔軟な土地利用に対応しながら、住宅のみならず、店舗やサービス施設等の商業業務施設の立地を誘導し、地域の生活利便性の向上と賑わいのある沿道利用型土地利用の形成を図ります。
- 道路・公園などの都市基盤の整備・充実や、用途地域の指定に準ずる生活利便施設の立地を誘導することにより、快適で安全・安心に暮らせる住宅地の形成を図ります。
- 移住定住を促進するため、マイホーム取得等の補助による支援や家賃補助制度の継続、宅地分譲の必要性や規模などの調査を行うとともに、新たな支援策を促進します。
- 空き家バンク事業の推進や空き家を活用した住宅の改修・購入などの支援により、移住定住しやすい環境整備を促進します。
- 建築物が密集した地区については、防災面での安全性を確保するため、耐震化の促進、防火対策などを推進します。
- 低・未利用地や空き家については、適正な管理や有効活用を促し、良好な住環境の形成を推進します。

(3) 商業地地域（商業地域が指定された地域）

- 商業地については、賑わいに寄与する施設や生活利便施設の立地誘導、良好な景観形成などによる商店街・温泉街の魅力づくりに取り組み、賑わいのあるまちづくりを推進します。
- 建築物が密集した地区については、防災面での安全性を確保するため、耐震化の促進、防火対策などを推進します。
- 商業施設や宿泊施設が立地するエリアについては、住宅との混在を抑制し、良好な商業環境の形成を図ります。
- 雇用の場を創出するため、低・未利用地や空き家・空き店舗の利活用に取り組む起業家や企業の支援を推進します。

(4) 農業集落地域

- 本町の農地は、特産の果樹などを生産する産業基盤であると同時に、自然環境の保全に寄与しつつ、農村の原風景を形成する要素であり、保全すべき区域を明確にしながら、今後も農地の保全を図ります。
- ユネスコエコパークの理念に基づく持続可能な農業の展開に向けて、環境にやさしい農業を推進します。
- 増加が懸念される遊休農地の活用については、関係機関との連携を強化するとともに、民間活力の導入を検討します。
- 集落地では、誰もが住み慣れた土地で快適に暮らすため、生活環境の維持・改善を図るとともに、大規模な開発を抑制します。
- 幹線道路周辺など中心拠点地域や近隣市町村とのアクセスが良いエリアについては、住宅地としての需要も見込まれるため、住宅及び宅地の整備を促進します。
- 「山ノ内町公共施設個別施設計画」に基づき、改修に適さない公営住宅は除却を進めるとともに、除却後の跡地利用を検討します。
- 用途地域内において、農業振興に欠かせないエリアについては、区域・地域の見直しを検討します。

(5) 森林地域

- 森林地域は、林業の振興と治山・治水及び環境・景観保全の観点から、適正な維持保全を図ります。
- 不法投棄や老朽化・放置された建築物・工作物などについては、関係機関と連携して改善に向けて取り組みます。
- 北志賀高原は、高原のリゾート地として、観光客のニーズを把握しながら、ウインタースポーツ以外での誘客を推進するとともに、自然と調和した良好な景観が保全された観光地として交流促進と環境保全が調和した土地利用を検討します。

(6) 上信越高原国立公園

- 上信越高原国立公園内に位置する志賀高原については、国立公園整備事業などを活用し、遊歩道や登山道などの改修・修繕を進め、安全に利用しやすい観光地づくりを推進するとともに、地域が行う施設の維持管理に対する支援を図ります。
- 民間企業も含めた様々な関係団体と多様な分野で連携を図りながら、ユネスコエコパークの特色を活かした観光地づくりを推進します。
- 志賀高原総合会館 98 などの観光施設については、計画的に改修・修繕を進めます。

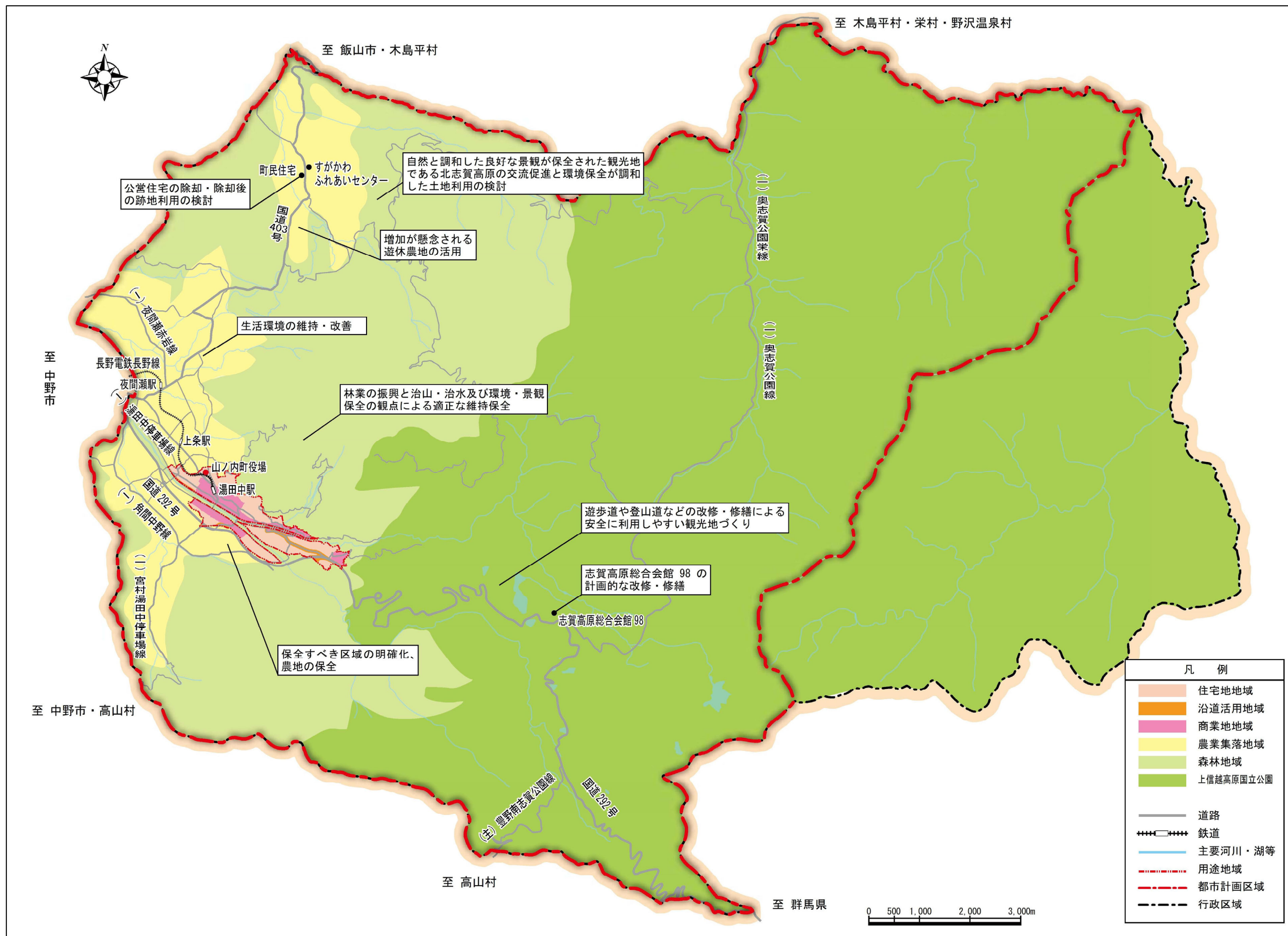


図. 土地利用の方針

3. 都市施設整備の方針

(1) 道路・交通の方針

下線：図面との関連箇所

1) 高速交通網との連携

- 高速道路のインターチェンジや新幹線駅を有する近隣市との連携を強化するため、国・県・関係市町村等関係機関と連携し、アクセス道路となる国道292号、国道403号の整備や改良を促進します。

2) 町内道路網と主要幹線道路との連携

- 主要幹線道路となる国道292号、国道403号との連携を強化し、生活交通や観光交通の安全な通行を確保するため、今後も県道や町道の整備・改良や安全対策を図ります。
- 道路利用者が、安全・安心に通行できるよう、計画的な維持管理の実施による道路の長寿命化を図ります。
- 観光地である本町は、観光バスなど大型車の通行もあるため、幅員の狭い幹線道路について、関係機関と連携しつつ、整備・改良や安全対策を図ります。
- 本町の中心部では、温泉街・商店街の活性化を支援する道路整備を検討します。
- 社会情勢の変化、都市の現状などを踏まえ、都市計画道路の整備促進や見直しを検討します。
- 車道及び歩道が快適に使用できるよう、地域ぐるみでの管理や町民一人ひとりの交通の安全に対する意識啓発に努めます。

3) 雪に強い道づくり

- 民間事業者や地域住民と連携した除雪体制や融雪設備の整備検討、道路改良など克雪対策に取り組みます。

4) 人・環境にやさしく地域の魅力を高める道づくり

- 幹線道路や学校周辺等では歩車道の分離を図り、歩行者通行の安全性を確保するとともに、お年寄りや障がいのある人にも優しいバリアフリー化を促進します。
- 歩行者通行が多い温泉街や商業地などの道路では、歩行者空間を確保するとともに、ユニバーサルデザインに基づく歩行者空間の確保を図ります。
- 温泉街や商業地、住宅地については、緑化を推進するとともに、沿道の建築物等と一体的な空間の景観形成に配慮し、親しみやすい道路空間の形成を図ります。
- 主要幹線道路をリゾート空間へのゲートウェイと位置づけ、安全性の確保と、道路景観の形成など魅力を高める整備を促進します。

第4章 全体構想

- 志賀高原、湯田中渋温泉郷、北志賀高原を結ぶ幹線道路を観光地へのアクセス道路と位置付け、路肩部分の除草、支障木の処理など景観に配慮した道路空間の形成を図ります。
- 電気自動車など、環境負荷の低い自動車の利用環境の整備を推進します。
- 環境負荷低減をテーマとした観光地づくりのため、国立公園ゾーンを中心として「自転車専用通行帯」の整備を検討します。

5) 公共交通の維持と活用

- 鉄道については、長野電鉄線沿線活性化協議会や関係機関と連携し、利用促進に向けた取り組みを強化し、長野電鉄線の維持を図ります。
- 路線バスについては、利用促進に向けた広報活動を強化するとともに、補助金による支援を行います。
- 地域コミュニティバスの安定運行を図るとともに、関係機関と地域公共交通計画の策定などの協議を進め、より利便性の高い運行や鉄道とバスの連携強化などを進めます。
- スクールバスの運行や定期券購入助成等により、遠距離通学児童生徒を支援します。

(2) 公園・緑地の方針

- 都市公園・緑地については、町民の憩い、レクリエーション、交流の場などとして、適切な維持管理を行います。
- 都市公園・緑地のほかに、やまびこ広場やどんぐりの森公園などの都市公園に準ずる施設も合わせて、有効に利用していきます。
- 都市公園・緑地などについては、町民と行政が協働で愛着をもって管理できるようアダプトシステムを促進します。
- 本町の水と緑に包まれた豊かな自然環境や温泉地を活かした公園、子どもから高齢者までが気軽に利用できる公園、緑のあるオープンスペースなどの整備を検討します。

(3) 下水道の方針

- 下水道については、公共下水道、特定環境保全公共下水道への接続促進を図るとともに、下水道施設の適正な維持管理と老朽施設の計画的な更新を進めます。
- 下水道接続率を向上させるため、町民意識の啓発を図ります。

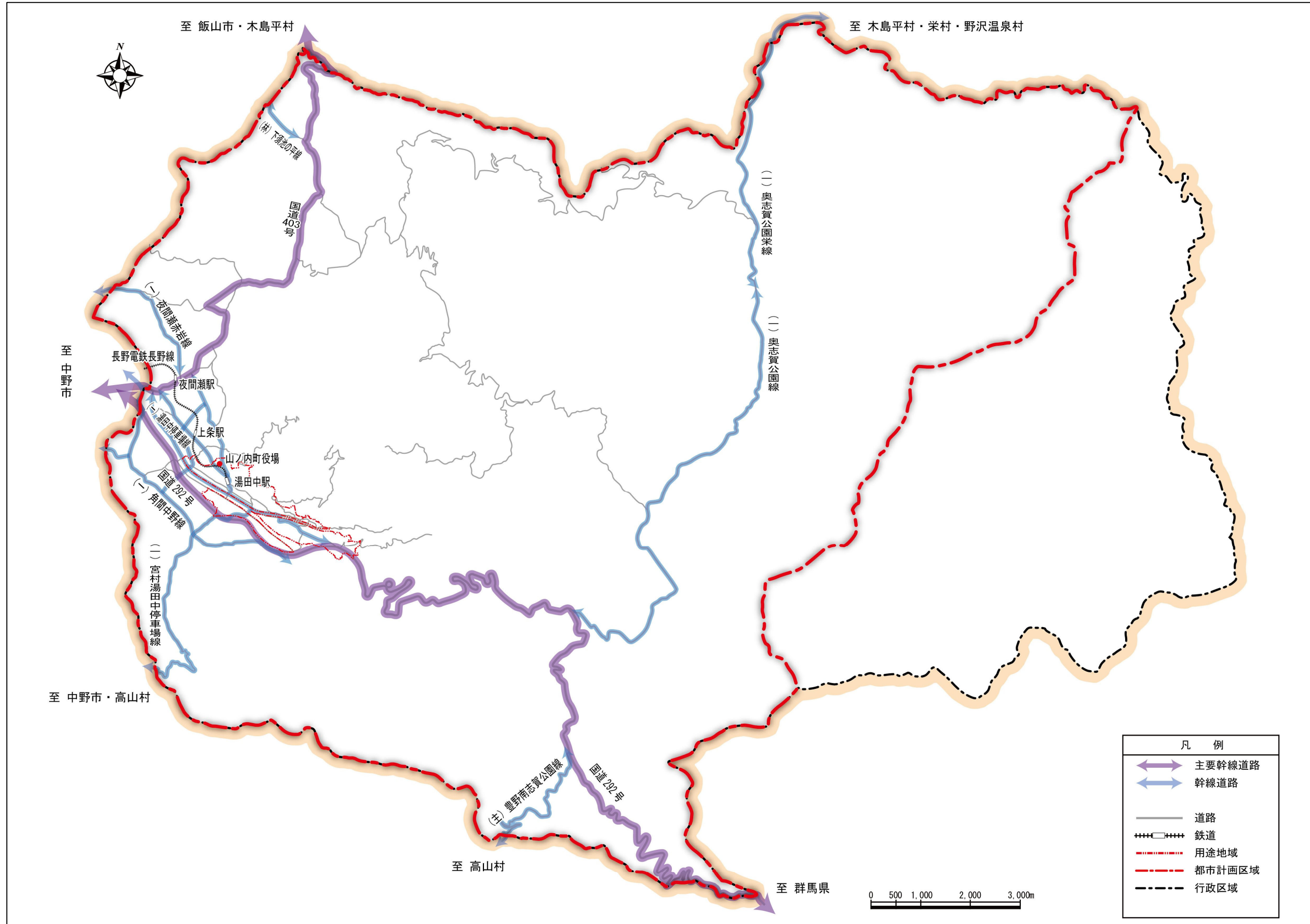


図. 都市施設整備の方針 (道路・交通)

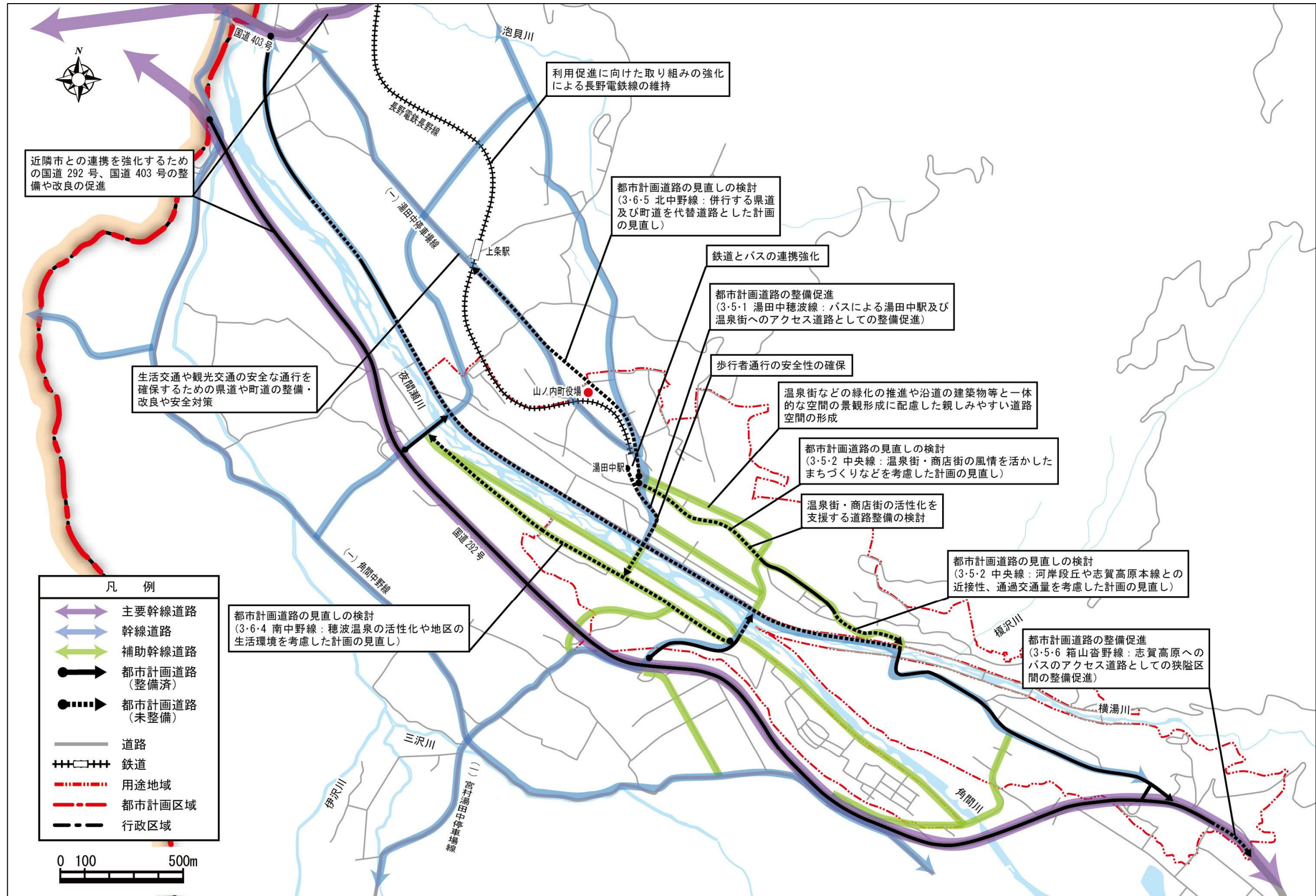


図. 都市施設整備の方針（道路・交通）【市街地周辺拡大】

4. 自然環境保全・都市環境形成の方針

(1) 自然環境の保全

- 自然環境を守り受け継いでいくため、今後も国、信州大学、地域関係団体等との連携をはじめ、民間企業等との新たな連携により、調査やモニタリング、各種保全活動を実施します。
- 志賀高原ユネスコエコパーク協議会へ参画し、管理運営計画に基づき関係町村と連携して取り組みます。
- 志賀高原ユネスコパークのエリアについては、保護林として原生的な森林環境が維持されている岩菅山東側の魚野川源流域を核心地域及び緩衝地域として拡大できるよう取り組みます。
- 国立公園内における開発行為については、国や地元関係者と連携し、環境に配慮した適切な管理を促します。
- ユネスコエコパークでの環境学習推進の拠点施設でもある志賀高原自然保護センターの機能充実を県や地域の関係者等と連携し、推進します。

(2) 都市環境の形成

- 地域の実情にあった持続可能な循環型社会を構築するため、リサイクル施設の運用や公共交通の利用促進など、多様な方面からの取り組みを推進します。
- 脱炭素社会の実現に向けて、豊かな自然資源を有効に活用するとともに、温室効果ガスの排出の抑制や既存資源のリサイクル・再利用に関する取り組みを推進するほか、「山ノ内町地域新エネルギービジョン」に基づき、中小水力発電、温泉熱利用、雪氷熱利用、太陽エネルギー利用を重点プロジェクトとしながら、導入・実用化を目指した研究を推進します。
- 北信保健衛生施設組合による共同処理施設の適正な運用を図ります。
- 関係機関や町民との連携により、不法投棄等監視体制の強化を図ります。
- 美しい都市環境を形成するため、町民と行政の協働による地域美化活動を推進します。
- 苦情処理、監視体制の充実と事業者などへの指導や啓発のほか、町民への理解と協力を求めることにより、公害防止に努めます。

5. 都市景観形成の方針

(1) 良好な都市景観形成に向けた取り組み方針

- 上信越高原国立公園などの自然景観については、地域関係団体と連携しながら、廃屋対策を進めるほか、今後も魅力的な自然景観の保全・形成を進めます。
- 国・県・町指定有形文化財の保護・保存・活用により、歴史的景観を受け継いでいきます。
- 風情ある温泉街、特色ある里山や農村風景を保全するため、地域住民と連携した街並み整備を推進するとともに、団体育成（事業）補助金などによる活動の支援を行います。
- 景観条例等に基づき、建築物等に関する景観誘導、適切な指導・助言を行うことにより、良好な街並み景観の形成を図ります。
- 老朽化などにより良好な都市景観を阻害するおそれがある空き家については、所有者に対して適切な維持管理や空き家バンク事業の活用などの改善を促していきます。
- 道路や公共施設などを整備する際には、周囲の景観との調和に配慮し、景観的にも優れた公共空間の形成を図ります。
- 町民や事業者の景観意識の醸成に努めるとともに、景観協定・景観づくり住民協定の締結を促進するなど、町民と行政の協働による景観形成を推進します。

(2) 景観ゾーン別の基本方針

1) 市街地地域（湯田中・渋・沓野・穂波温泉等の用途地域内）

- 観光地（温泉地）として来訪者を迎えるまちなみ形成を目指します。
- 居住環境の緑化・美観形成を目指します。
- まちなかに“うるおい”を与える親水空間の保全と周囲の眺望景観を守ります。

2) 田園地域（本郷・横倉・前坂・宇木・戸狩・佐野・菅・寒沢・上条）

- 道路や鉄道から見える果樹園や田畑・山並みの風景は、本町の原因風景の1つで、この風景を大切に守ります。
- 屋外広告物や道路附属物等は、周囲との調和に配慮し、特に、観光ルート沿線や鉄道沿線の風景保全に努めます。

3) 山麓田園地域（須賀川）

- 須賀川に形成された田畑の風景は、本町の原因風景の1つで、この風景を大切に守ります。

4) 山地・高原地域（高社山麓・北志賀高原及びその他の山間地）

- 高社山麓・北志賀高原については、高原リゾートらしい観光景観の形成を図ります。
- その他の山間地については、開発を抑制しながら、良好な自然景観の保全に努めます。

5) 高原地域（上信越高原国立公園）

- 高原リゾートらしい観光景観の形成を図ります。
- 観光エリア以外の山間部については、開発を抑制しながら、良好な自然景観の保全に努めます。



図. 都市景観形成の方針（山ノ内町景観計画に基づく景観ゾーン）

6. 都市防災の方針

(1) 安全・安心な都市基盤の強化

- 台風や集中豪雨による内水氾濫や洪水氾濫に備え、ハード・ソフト両面からの浸水対策を推進します。
- 長野県等の関係機関と協力し、急傾斜地崩壊対策や、がけ地対策等の土砂災害防災対策を推進します。
- 消火活動の円滑化を図るため、オープンスペースの確保や、河川等の自然水利に加え、計画的な防火水槽の設置や消火栓など消防設備の維持・補修を図ります。
- 木造建築物等が密集する地域では、建築物の不燃化や耐震性の向上を誘導します。
- 耐震診断及び耐震改修や住宅改築に関する相談体制の拡充を図ります。
- 雪下ろし作業の軽減や危険防止を図るため、克雪住宅の整備を支援するとともに、除雪機の購入支援など、除雪の負担軽減を図ります。
- 緊急車両の通行に支障が生じないように、幹線道路の整備や狭あい道路の解消などを促進します。
- 空き家については、老朽化による倒壊や不審者の侵入などのおそれがあることから、所有者に対して適切な維持管理や空き家バンク事業の活用などの意識啓発を促していきます。
- 電気・通信、上・下水道などのライフラインについては、適切な改修や耐震化工事などにより、防災対策の強化を図ります。
- 地域防災計画や国土強靱化地域計画に基づき、指定緊急避難場所、指定避難所については、災害対応備蓄品の充実などによる安全・安心に避難できる機能強化、開設時における感染症対策に配慮した運営に努めます。また、必要に応じて、指定緊急避難場所等の見直しを検討します。

(2) 防災体制の強化

- 防災訓練の実施や自主防災組織の育成、活動支援に努め、自主的な地域防災力の強化を図ります。
- 防災に対する情報提供に努め、町民の防災知識の普及、防災意識の向上を図ります。
- 地域防災情報システムの円滑な運用及び情報伝達手段の拡充を図ります。
- 災害時において、迅速で正確な広報を行うため、SNS の活用を含めた情報伝達手段の多様化・多重化を推進します。
- 災害時において自治体間の相互応援体制を強化するため、近隣市町村、広域市町村等の連携強化を図ります。
- 社会福祉協議会等関係機関と連携して被災者支援等に取り組めるよう、ボランティア関係者の受入れを前提とした連携体制の構築を推進します。

※SNS (Social Networking Service) : 人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型の Web サービスのこと。